

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

美術工芸学部の教育目標で求められる学修成果を修めるために、下記の事項を踏まえて、学生が段階的に学べるよう、体系的に教育課程を編成する。

1. 学部教育の4年間の前期において語学、体育を含む一般教育を中心に履修し、その基盤の上に専門基礎科目を履修する。高学年になるに従い専攻科目などの専門科目の割合が増えるような科目編成とし、一般教育科目と専門科目の連携をめざしながら体系性を保持し学習効果の保証を図る。
2. 専門教育科目の基礎科目においては、自専攻・科以外の分野を選択履修し、さまざまな技法や素材に触れ、多様なメディアを用いた表現や複合的な表現が可能となる科目編成とする。
3. 専門教育科目の専攻科目については、各科・専攻のコアとなる科目を体系的に編成することにより順次性をもって学習し、4年間の成果の集大成として卒業制作・論文を課す。

美術工芸学部の教育目標

1. 地域の文化資源を活用し、「手で考え、心でつくる」をモットーに創造力を高め、人間味あふれる個性と倫理を涵養し、未来社会を拓くクリエイターの育成を目指す。
2. 深く芸術の神髄を探究し、美術・工芸・デザイン分野における卓越した知識と技術を継承することによって、固有の芸術領域を開拓し、創造的かつ先端的な文化を担う人材の育成を目指す。
3. 市民から愛され、尊敬される芸術文化教育の中核として、地域社会の活性化と人々の幸福を願い、地球社会の平和と共存に貢献する人材の育成を目指す。

以下に、各科・専攻の専攻科目の編成方針を示す。

【美術科 日本画専攻】

日本画（一）Ⅰ・Ⅱ、（二）Ⅰは日本画制作の基礎となる観察力や描写力、表現力を育み、日本画材の扱い方からはじめ伝統技法や技術を学び、絵画造形美術の諸要素やその文化についての知識を修得します。日本画（二）Ⅱ、（三）Ⅰ・Ⅱの前半では大作を含む課題制作を通して自己表現を模索・考察すると共に、主題に応じた画面構成や表現方法など創造の視野を広める指導を個別に行います。日本画（三）Ⅰ・Ⅱの後半から日本画（四）Ⅰ・Ⅱでは表現や理論の独自性、日本画（四）Ⅱ前半の後半においては以上の集大成として卒業制作を行います。これらの演習では外来の講師を招聘するなどして専門性の高度化と評価の客観性を充実します。

【美術科 油画専攻】

1年次、2年次を基礎的課程として捉え、専攻科目の油絵（一）Ⅰ・Ⅱ、（二）Ⅰ・Ⅱを通して、描写力や造形美術における基本的理念を学び、絵画等に関する知識と技能を修得します。3年次からは研究室による個別指導を行い、創作の表現力、構想力を伸長し、油絵（三）Ⅰ・Ⅱの成果として進級制作を行います。4年次には作品の独創性、現代性に留意し、油絵（四）Ⅰでは前期制作、油絵（四）Ⅱでは4年間の集大成として卒業制作を行います。実技の評価は合評会形式で行い、自己のプレゼンテーション能力を養うとともに、外来の講師を招へいするなど客観的な評価を目指します。

【美術科 彫刻専攻】

1年次、2年次を基礎的課程として捉え、専攻科目の彫刻（一）Ⅰ・Ⅱ、（二）Ⅰ・Ⅱを通して、造形力や造形美術における基本的理念を学び、彫刻等に関する知識と技能を修得します。3年次からは素材選択制による個別指導を行い、創作の表現力、構想力を伸長し、彫刻（三）Ⅰ・Ⅱの成果として進級制作を行います。4年次には作品の独創性、現代性に留意し、彫刻（四）Ⅰ・Ⅱを4年間の集大成として位置づけ、卒業制作（前期・後期各1課題）を行います。実技の評価は合評会形式で行い、自己のプレゼンテーション能力を養います。発表活動を奨励し、彫刻論では外来の講師を招へいするなど、多様な指導に努めています。

【美術科 芸術学専攻】

基礎的課程としての1年次と2年次では主に、日本・東洋・西洋の美術史、美学や工芸史などの講義、絵画、彫刻、工芸などの技法演習を通して、美術の歴史と現状を理論と実技の両面から探求するための

基礎を学びます。また1年次から3年次の芸術学演習（一）、（二）、（三）を中心に研究方法を学び、特に3年次には各種の専門語学科目とともに学生個々が芸術のさまざまな領域から研究対象とする分野を選択して、専門的な研究を展開できる能力を養います。そして4年次の芸術学演習（四）では4年間の集大成として学術研究を行い、その成果である卒業論文を執筆します。なお、各演習ではレポートや論文の執筆のほか、常に口頭発表を課し、研究成果を社会と地域に還元して国際的に貢献する能力と意欲を育みます。

【デザイン科視覚デザイン専攻】

「ヴィジュアル・コミュニケーションは世界で戦う平和な武器である」というコンセプトを掲げて、アートやデザインの枠にとらわれず、人と人を豊かに繋ぐヴィジュアルデザインを目指すことを、すべてのカリキュラムを通して実践しています。そのためには新しいテクノロジーに対応した技術力のみならず、柔軟な発想力を培うことが重要と考え、様々なジャンルに対して積極的に取り組んでいます。1年次はテーマを「Cultivate（礎耕）」とし、素材と造形の基礎を学ぶとともに自分自身のデザイン力を耕します。2年次のテーマは「Inspire（触発）」とし、デザインに必要な技術と理論の楽しさに触発され、自分自身のデザイン力に水を与えます。3年次では「Blossom（開花）」とし、コミュニケーションの実践、デザインを通じた人との交流、自分自身の力を試し花を咲かせます。また2、3年次の課題を通して国内外のメジャーデザインコンペに挑戦し、ここでも自身の力を試みます。4年次ではテーマを「Harvest（結実）」とし、これまでの応用と各自の主體的なテーマを深め、卒業制作につなげます。自分自身のデザイン力の実を結ぶ1年とします。

【デザイン科製品デザイン専攻】

人間生活への深い理解と、社会的時代的な課題に対する広い視野を備えた製品デザイナーとしての実践力と造形力あふれる人材を育成します。そのために1年次から4年次まで一貫した専門教育の課程を用意しています。1年次の材料学演習では、様々な素材の特性と加工技術を学びながら同時に、表現力と基礎造形力を身につけます。2年次には機能、素材、構造、接合法などの切り口から、基礎的な製品デザインの演習をおこないます。手の技術を磨くとともに、コンピュータも3D表現やモデリング、プレゼンテーション、課題のまとめなどに活用します。3年次には、日用品や家具、家電製品、自動車などをテーマに、製品の調査、企画、デザイン、試作まで一貫したプロセスを通して製品デザインの手法を体得します。さらに、産学連携やインターンシップへの参加で、専門分野についての実務能力を高め社会性を身につけます。4年次にはユニバーサルデザイン演習やデザインマーケティング、意匠法規などを学び、これらの専門演習を結集して卒業制作に取り組みます。

【デザイン科環境デザイン専攻】

1年では基礎造形（描出、形態、色彩）演習をデザイン科共通で実施し、この基礎能力を活かして2年の専門課題へと繋げていきます。デザイン的な思考を養成するための初期の演習（素材、機能）を含めながら成果を積み上げて、自己の作品へと昇華していきます。さらに専攻の柱となる空間デザインの基礎を作り上げるために建築的な要素（歴史、構造等）を同時期に学ぶ体制を組んでいます。3年では応用的な演習とともに各自の個性を発揮して、表現への追求とプレゼンテーション能力を高めるよう指導します。3年の最終課題として各自の進路を想定した制作に取り掛かることで、これまでの成果と表現力を総括します。またその延長線上に卒業制作を位置づけて社会との接点の中より作品の価値を見出せるように計画しています。

【工芸科】

工芸科の1年次には基礎的な造形力・デザイン力の習得と工芸演習（一）や材料学演習を通して4分野の素材（陶磁、漆・木工、金属、染織）に係わる特性・技術を学びます。2年次には専門コースに分かれ、道具作り、伝統技法に基づいた専門基礎技術を学びます。3年次には工芸演習（三）の課題に応じて発想力、造形力、表現力を養うとともに、複合素材演習や、工芸企画演習などの授業を通して適切に自己をアピールできるプレゼンテーション能力を高めます。また地域工芸演習Ⅰ（インターンシップ）・Ⅱ（産地研修）の授業を通し、工芸と社会の係わりを考え、これらの体験を基に自己の制作を高める手法を学びます。4年次には豊かな感性、社会性を支える広い知識と教養を身につけ、卒業制作に取り組みます。各コース内の研究会、工芸科全教員による講評会を行い、合同評価を経て、将来社会で活躍できる人材を育成します。

教育課程

（1）授業科目の種類

本学で開講される授業科目の種類は、次のとおりです。

A 一般教育科目

幅広い教養を培うことを目的に修得する科目の総称です。

一般教育科目は、次の三つに分かれています。

- ・教養科目
- ・外国語科目
- ・保健体育科目

B 専門教育科目

美術・工芸・デザインの実技と理論の両面を学習することを目的とした科目です。

専門教育科目は、次の二つに分かれています。

- ・基礎科目
- ・専攻科目

C 教職に関する科目

教員免許状の取得を目指す学生が修得すべき科目です。

教職に関する科目は、次の二つに分かれています。

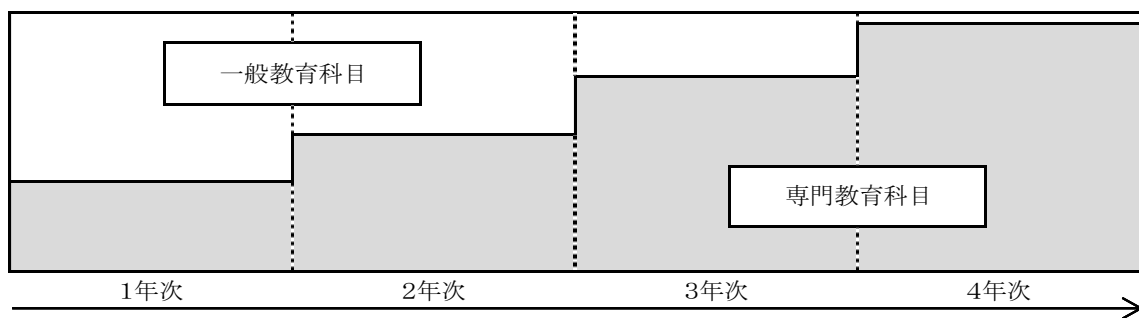
- ・教職に関する科目
- ・教科に関する科目

D 博物館に関する科目

博物館学芸員となる資格の取得を目指す学生が修得すべき科目です。

（2）教育課程の特色

本学における学部教育は、保健体育科目、外国語科目を含む一般教育科目を1・2年次を中心に履修し、その基礎の上に基礎科目及び専攻科目を学修し、高学年になるに従い専門教育科目の割合が増えるカリキュラム編成となっています。このように、一般教育科目と専門教育科目の連携をめざし、その体系性を保持し、学修効果を保証しています。



授業方法

（1）授業形態

1) 講義

学問の方法や研究の成果について、教員から学生へ講義する授業の形式を言います。本学では、教養科目、教職に関する科目、博物館に関する科目などがこれに該当します。

2) 演習

学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした、少人数の授業の形式を言います。本学では、集中履修基礎科目や専攻科目などがこれに該当します。

3) 実習

講義などで学んだ技術や方法などを実地または実物にあたって学ぶ授業の形式を言います。本学では、美術科専攻科目の一部（いわゆる「専攻実習」）および教育実習・博物館実習がこれに該当します。

4) 実技

体を動かして学ぶ授業の形式を言います。本学では、保健体育科目がこれに該当します。

※授業形態ごとの1単位あたりの授業時間数については、「第5節 単位（2）単位と学修時間」を参照してください。

（2）授業時間

本学における授業時間は、次のとおりです。

時 限	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10
時 間	9:00～ 10:25	10:35～ 12:00	12:50～ 14:15	14:25～ 15:50	16:00～ 17:25

このうち、午前の1～4限は、主に専攻科目の実習・演習の時間に充てられ、午後の5～10限は、主に一般教育科目および基礎科目等の講義の時間に充てられています。

授業時間割および授業の時限は、学期の初めに所定の掲示板に掲示されます。

授業に関する日程は、随時、所定の掲示板に掲示されます。

（3）集中講義

科目によっては、時間割に定められた時間とは別に、集中講義により授業が実施されます。集中講義は随時開催されます。日程は所定の掲示板に掲示されますが、担当教員から指示がある場合もあります。

集中講義のうち、複数の専攻（学科）を対象とする科目の集中講義は、原則として夏季休業の開始直前および冬季休業開始直前の調整期間に行われる予定ですが、この期間以外にも開催される場合があります。

（4）学外研修・実習

授業科目の一部として大学、学科、専攻等において立案実施される研修旅行・学外研修その他の行事には、必ず参加しなければなりません。

（5）休講

授業科目の担当教員にやむを得ない事情が生じた場合は、授業を休講にすることがあります。休講は、担当教員からの届け出があり次第、掲示板に掲示します。

（6）補講

休講等により授業の進行が予定より遅れた場合、担当教員の判断により、遅れた分を補うための臨時の授業を行うことがあります。これを補講と言います。補講は、原則として試験前の土日に実施することとしていますが、これ以外の期間に補講を行うこともあります。

補講は、担当教員からの届け出があり次第、掲示板に掲示します。

（7）授業時間外の学修

美術系大学の特性として、本学では作品制作を伴うため、授業時間外の学修に多くの時間を割くこととなります。各授業科目における予習・復習の内容については、『授業科目案内』（シラバス）の中に明記されています。また、授業時間外での作品制作については、各専攻の教員から指示を受けてください。

単位

（1）単位

単位とは、一定の学修量を表す数値のことを言います。授業形態や学修時間に応じて、科目ごとに値が定められたものです。学修時間には、授業時間外の学修時間も含まれます。授業科目の内容を学修し、試験や課題により学修の成果が認められると、単位が認定されます。本学の定めるルールに従って、単位を4年間にわたって修得してゆき、卒業までに必要な単位を取り揃えると、卒業が認定される仕組みとなっています。

（2）単位と学修時間

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、その教育効果、授業時間外の学修等を考慮して、次の基準により計算しています（学則第34条）。講義・演習・実習の定義については、「第4節 授業方法（1）授業形態」を参照してください。

授業方法	授業	授業時間外の学修	単位数
講義	15 時間	30 時間	1 単位
演習	30 時間	15 時間	1 単位
実習	40 時間	5 時間	1 単位

（3）卒業までに修得すべき単位数

各科および専攻における、卒業までに修得すべき単位数の内訳は、次のとおりです（学則第35条）。

【平成24年度以降入学者】

専攻等	一般教育科目			専門教育科目		計
	教養科目	外国語科目	保健体育科目	基礎科目	専攻科目	
日本画	20	8	2	29	65	124
油 画	20	8	2	29	65	124
彫 刻	20	8	2	29	65	124
芸術学	20	8	2	34	60	124
視覚デザイン	20	8	2	19	75	124
製品デザイン	20	8	2	18	76	124
環境デザイン	20	8	2	17	77	124
工芸科	20	8	2	20	74	124

履修

（１）履修登録

履修登録とは、学生が当該年度に単位修得を希望する科目を大学に届け出る手続きを言います。履修登録は必須の手続きです。履修登録を行い、授業に出席の上、学修の成果を認められた科目だけが単位認定の対象となります。従って、たとえ授業に出席し、試験を受けたとしても、履修登録をしていない科目の単位は認定されないのです、注意してください。

（２）履修登録の流れ

履修登録から単位修得にいたる流れは、次のとおりです。

前学期

ガイダンス	在学生：入学式前日 新入生：入学式当日
↓	
履修科目届出	授業開始直後の1週間
↓	
履修登録確認	
↓	
試験・レポート等	
↓	
成績確認	後学期開始直後

後学期

履修登録変更	授業開始直後の1週間
↓	
試験・レポート等	
↓	
成績確認	卒業生：1月末 在学生：2月末

成績

（１）成績評価

成績の評価は、次のとおりです。A～Cの場合に、単位が認められます（履修規程第8条第2項）。

素点	評語（証明書）	評語（通知表）	評価基準
100点～80点	A	A	到達目標を十分に達成している。
79点～60点	B	B	到達目標を達成している。
59点～50点	C	C	十分ではないが到達目標を達成している。
49点～0点	表示されず	D	到達目標を達成できていない。
その他	表示されず	E	履修放棄または受験放棄

次の場合には単位が与えられません。

- ア 欠席時数が原則として1年を通じて行われた授業時数の3分の1を超える科目（履修規程第9条第3項第2号）。
- イ 試験で不正行為のあったとき（履修規程第9条第3項第3号）。
- ウ 成績が不可（D）の科目（履修規程第8条第2項）。

進級・卒業

（1）進級の認定

進級の認定は、学年末の休業以前（例年 2 月）に行います。所定の単位を修得した学生に対し、進級を認定します（履修規程第 11 条）。

（2）留年

次のいずれかに該当する者は、原級に留まらなければなりません（履修規程第 14 条）。

- ア その年次において修得すべき単位のうち、未修得単位数が 10 単位を超える者
※この場合において、以前の学年において未修得の単位はこれに加算しないものとします。
- イ 専攻科目の実習または演習の科目で下記の表に示す授業科目（「絶対必修科目」）のうち、定められた履修年次に履修すべき科目の一以上の単位が認定されなかった者
- ウ 卒業が認定されない者
- エ 休学により前ア・イ・ウのいずれかに該当した者

●絶対必修科目（履修規程第 13 条第 1 項第 2 号関係）

【平成 24 年度以降入学者】

学科	専攻	授業科目名（科目名に付記された専門分野は省略）
美術科	日本画専攻	日本画（一）Ⅰ・Ⅱ、日本画（二）Ⅰ・Ⅱ、日本画（三）Ⅰ・Ⅱ
	油画専攻	油絵（一）Ⅰ・Ⅱ、油絵（二）Ⅰ・Ⅱ、油絵（三）Ⅰ・Ⅱ
	彫刻専攻	彫刻（一）Ⅰ・Ⅱ、彫刻（二）Ⅰ・Ⅱ、彫刻（三）Ⅰ・Ⅱ
	芸術学専攻	芸術学演習（一）、芸術学演習（二）、芸術学演習（三）
デザイン科	視覚デザイン専攻	視覚デザイン演習（一）、視覚デザイン演習（二）、視覚デザイン演習（三）、描出演習、形態演習、色彩演習
	製品デザイン専攻	製品デザイン演習（一）、製品デザイン演習（二）、製品デザイン演習（三）、描出演習、形態演習、色彩演習
	環境デザイン専攻	環境デザイン演習（一）、環境デザイン演習（二）、環境デザイン演習（三）、描出演習、形態演習、色彩演習
工芸科		工芸演習（一）、工芸演習（二）、工芸演習（三）

（3）除籍

同一学年に 2 年間留まってなお進級又は卒業できない場合には、成業の見込みがない者として除籍されます。ただし、留学又は疾病を理由とする休学による留年は、3 年までとしています。また、授業日数の全部を休学した年度については、留年に数えません（履修規程第 14 条）。

（4）不認定となった科目

一部の科目が不認定のまま進級した者は、その科目を次の年次において再履修して修得するよう努力しなければなりません。4 年次の所定の期日までに、卒業に必要な科目の全単位を修得していなければ卒業できません。

再履修をする場合、必修科目以外であれば科目を変更できます。ただし、必修科目・選択科目・選択必修科目のいずれであっても、「履修科目届出表」による再履修の届け出は必要です。

（5）卒業の認定

卒業の認定は、学年末の休業以前（例年1月）に行います。本学学部で4年以上在学し、4年次の定められた期日までに、所定科目の全単位を修得した者に対して、卒業を認定します。修得すべき単位を1単位以上欠いた者については、卒業を認定しません（学則第42条、履修規程第12条）。

本学学部を卒業した者には学士(芸術)の学位を授与します(学則第43条、学位規程第3条第1項)。卒業の認定結果は、4年次の後学期成績発表に併せて、事務局前に掲示します。

免許・資格

（1）教職課程

1) 教員免許状の種類・教科

本学学部で取得できる教員免許状の種類と教科は次のとおりです。

【平成24年度以降入学者】

学科及び専攻	免許状の種類	免許教科
美術科 日本画 油画 彫刻 芸術学	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
デザイン科 視覚デザイン 製品デザイン 環境デザイン	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術
工芸科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	美術 美術 工芸

2) 教員免許状取得の要件

教員免許状を取得するためには、次の二つの要件を満たす必要があります。

①基礎資格

1種免許状の基礎資格は、「学士の学位を有すること。」です。したがって、教員免許状取得希望者は、本学学部を卒業し、学士の学位を取得する必要があります。

②教職課程の履修

教員免許状取得希望者は、本学学部を卒業するために必要な授業科目の単位の他に、教職に関する科目の単位を修得しなければなりません。この中には、2週間ないし4週間の教育実習の単位も含まれます。また、中学校教諭の免許状の取得を希望する者は、7日間の介護等体験を行う必要があります。

3) 教職課程のスケジュール

4年間の教職課程の主なスケジュールは次のとおりです。

●1年次

- 4月 教職課程ガイダンス
教職課程履修届、介護等体験申込書を提出する。
介護体験費用（7,500円）を徴収する。
- 5月 介護等体験事前指導
社会福祉施設の現場で働く職員を講師として招聘する。
- 6月～3月 介護等体験（社会福祉施設）
県内の社会福祉施設で5日間（月～金）の体験を行う。
体験終了後、介護等体験証明書を提出する。

● 2年次

- 4月 介護等体験ガイダンス
介護等体験申込書を提出する。
- 5月 介護等体験事前指導
特別支援教育に携わる教員を講師として招聘する。
- 6月～3月 介護等体験（特別支援学校）
県内の特別支援諸学校で2日間（曜日不定）の体験を行う。
体験終了後、介護等体験証明書を提出する。

● 3年次

- 4月 教育実習ガイダンス
実習校を確保するための手続きを説明する。
教育実習希望者調査票を提出する。
- 5月～8月 教育実習受入依頼
教育実習希望者は、大学で用意した書類を持って各自の実習希望校を直接訪問し、受入の内諾を得る。

● 4年次

- 4月 教育実習ガイダンス
教育実習生調査書を提出する。
教育実習事前指導
現職の教員等を講師として招聘する。
- 5月～10月 教育実習
各自の実習校で2週間～4週間の実習を行う。
実習終了後、教育実習手帳を提出する。
- 7月 教育実習事後指導
現職の教員等を講師として招聘する。
- 10月 教員免許状一括申請説明会
教員免許状申請書類を提出する。
発行手数料（免許状1枚につき3,300円）を徴収する。
- 3月 教員免許状の授与
卒業式に交付する。

(2) 博物館学芸員課程

【平成24年度以降入学者】

1) 学芸員になるための要件

学芸員は博物館や美術館において資料の収集、保管、展示および調査研究などにあたる専門職員です（博物館法第4条5）。学芸員の資格を得るためには、原則博物館学芸員課程を設置する大学において定められた科目を履修しなくてはなりません。本学においては専攻を問わず、必修科目10科目19単位、選択科目10科目から12単位を履修し、卒業した者すべてに対して学芸員資格取得証明書が発行されます。

2) 博物館学芸員課程の履修方法

①履修科目および履修年次

授業科目	履修年次及び単位数				備考
	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	
博物館概論	2				必修科目 19 単位
博物館資料論	2				
博物館経営論		2			
博物館展示論		2			
博物館資料保存論		2			
博物館情報・メディア論		2			
博物館実習Ⅰ			2		
博物館教育論				2	
博物館実習Ⅱ				1	
生涯学習概論		2			
日本美術史Ⅰ	2				12 単位以上を選択履修する
日本美術史Ⅱ	2				
西洋美術史Ⅰ	2				
西洋美術史Ⅱ		2			
考古学		2			
歴史	2				
東洋美術史Ⅰ	2				
工芸史Ⅰ		2			
科学技術史	2				
文化人類学		2			

※履修登録上の注意

- ・原則として指定された履修年次以外には履修は認められません。
- ・博物館実習Ⅰと博物館実習Ⅱは実習科目です。それ以外の科目は講義科目となります。

(3) 建築士試験受験資格

本学環境デザイン専攻の課程を修了した学生は、卒業後、実務経験を経ることなく2級建築士試験の受験資格が与えられます。

受験資格を得るために必要となる科目は、本学の卒業要件の中に含まれているため、特に授業科目を追加履修する必要はありません。ただし、本学卒業後に与えられるのはあくまで受験資格であり、建築士の資格を得るためには、本学卒業後、建築士試験を受験し、合格しなければなりません。

(4) 商業施設士補資格

本学環境デザイン専攻の課程を修了した学生は、卒業後、資格講習会を受講修了することにより、商業施設士補資格が取得できます。

(5) ガス溶接技能講習およびアーク溶接特別教育

本学では実技教育を主体とする関係上、専攻によっては作品制作の上でガス溶接およびアーク溶接の技術が必要となります。労働安全衛生法の規定により、ガス溶接は技能講習、アーク溶接は特別教育を受講することが義務付けられています。

本学では、彫刻専攻、製品デザイン専攻、環境デザイン専攻、工芸科金工コースおよび希望者を対象に、ガス溶接技能講習およびアーク溶接特別教育を実施しています。